平成２９年度　大阪府立大学 学舎整備事業 （コンストラクションマネジメント・設計・工事監理業務委託、工事請負、および資金調達　一括事業）　事業者　募集要項

**１．募集の目的**

この募集は公立大学法人大阪府立大学（以下「本法人」という）が行なう「平成２９年度　大阪府立大学 学舎整備事業」（以下「当事業」という）に関する業務を、本法人の事情や要求を理解、整理し、すぐれた技術力および調整力を発揮して、効率的かつ合理的に行なう者（以下「事業者」という）を公募するもの。

当事業は、本法人の中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、および工業高等専門学校における、耐震化、機能更新、老朽・劣化対策等のためのコンストラクションマネジメント業務（ＣＭ業務）および設計・工事監理・工事を行なう（以下「事業推進」業務という）とともに、本法人が費用の一部を１０年間の割賦支払いとできるように債権譲渡等の手法を用いて資金調達（以下「資金調達」業務という）を行なう事業である。

なお、応募は、全ての業務を行う法人が単独で行なうか、もしくは、各業務を明確に分担する複数の法人を構成員として共同で行なうものとする(下請負人、委任者の有無は問わない)。

**２．当事業の特徴**

(1)割賦による支払

当事業の費用の一部について、本法人が１０年間にわたる割賦支払いとできるよう、事業者が資金調達を行なうものとする。

（当事業について、本法人は、長期借入金及び債券発行を行わず、出資も行なわないものとする。）

なお、当事業に係る本法人の割賦支払のため必要な財源は、大阪府平成２９年度当初予算において、後年度にわたる補助金交付のための債務負担行為（地方自治法第２１４条）が定められている。

ただし、 大阪府が債務保証や損失補償を行なうものではない。また、本法人の財産・資産を担保にしない。

(2)設計が無い時点での工事請負契約

当事業は、ＣＭ業務・設計・工事監理と一括して工事請負を契約するものであるため、契約時点では、設計図書が存在しない。従って、次の①②が前提となる。

①「工事費の上限額」に基づく設計・工事の実施

契約時点では、設計図書が存在しないため、契約金額の総額（上限額）を固定するが、設計および積算に基づく「工事費の必要金額」は定まらない。

従って、契約時に、まず「CM業務費」「設計費」「工事監理費」「資金調達費（利子等）」の各費用を定め、これらを「契約金額の総額」から差し引いた金額を「工事費の上限額」とした上で、コスト管理をしながら、ＣＭ業務、設計・工事監理・工事を行なっていくこととなる。　（ただし利率確定の時期により、資金調達費が契約時点と変動する場合はありうる。）

**(参考)「工事費の上限額」のイメージ**

契約金額の総額（上限額）から

「CM業務費」「設計費」「工事監理費」「資金調達費(利子等）」を

差し引いた金額が、「工事費の上限額」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| CM業務費 | 設計費 | 工事監理費 | 資金調達費 | **工事費の上限額** |

②契約後の「積算」および「本法人と事業者の間の価格協議・調整」の実施

契約後に「工事費の上限額」を条件として、「設計」および「工事」を行ないながら、「積算」および「本法人と事業者の間の価格協議・調整」を行って、「工事費の必要額」を定めて行く必要がある。

そのため、「積算」の基準および「本法人と事業者の間の価格協議・調整」のルール（設計変更時の精算のルールも含む）について、本法人と事業者が共通の認識に基づいた上で、契約を締結する必要がある。

また、CM業務（価格確認）として、専門の立場から、基準との照査、ルールに基づく算出等についての確認および根拠の説明を行なうことで、価格の客観的な妥当性を確保することとする。

なお、これらの基準、ルールは、工法・調達・発注方法の工夫等による、さらなるVE提案や値引きを妨げるものではない。

**３．当事業の概要**

（１）事業主体（発注者）

公立大学法人 大阪府立大学

（２）事業期間

「事業推進」業務期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ：平成２９年度・平成３０年度

「資金調達」を要する事業の費用の割賦（支払）期間 ：平成３１年度から平成４０年度（１０年間）

注） なお、「資金調達」を要しない事業の費用の支払いは、当該事業の完了に応じて支払うものとする。

（３）業務内容

①業務の構成

当事業は、次表に示す通り、各施設に係る「事業推進（ＣＭ業務、事業実施）」「資金調達」等の各業務区分により構成する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○：必要　　×：不要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| キャンパス | 施設名称 | 概要 | 業務区分 |
| 事業推進 | 資金調達 |
| コンストラクションマネジメント(ＣＭ)業務 | 事業実施 | １０年割賦 |
| 総合調整・建築主代行・支援 | 業者選定支援 | 事業実施指導 | 基本設計 | 実施設計 | 工事監理 | 工事施工 |
| **「資金調達」を要しない事業** |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 中百舌鳥 | Ａ１棟撤去 | 撤去 | **○**(設計のみ) | **○**(設計業者) | **○** | **×** | **×** | **×** | **×** | **×** |
| 羽曳野 | 火災報知設備更新 | 更新 | **○**(設計・工事) | **○**(設計・工事業者) | **○** | **×** | **×** | **×** | **×** | **×** |
| **「資金調達」を要する事業** |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 中百舌鳥 | A3書庫棟改修 | 耐震、老朽 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| Ａ１４棟改修 | 老朽、機能更新 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| C3倉庫棟改修 | 老朽 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| Ｃ１０外壁改修 | 老朽 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| 受水槽更新 | 設置 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| 高専 | 通路上屋改修 | 耐震 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| ２階建て通路改修 | 耐震 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| 図書館改修 | 耐震 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |
| 食堂改修 | 耐震 | **○** | **×** | **×** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |

注１)その他、各施設の業務に係る移転業務（家具・備品・機器等の開梱・移転・残置物処分・機能復旧（家具・備品・機器等の不足調達等含む））（以下「関連業務」という）を「工事施工」に含む。
また「関連業務」に関する調査・計画・調整等をＣＭ業務に含むものとする。

注２)事業者以外の者（当事業の下請負者は除く）が、設計・工事監理・工事を行なう場合、それらに対するＣＭ業務について、本法人と協議の上、追加する場合がある。

注３)設計は、基本設計・実施設計一体で行なうことも可とする。

②各業務の概要

各業務の概要は次のとおりとする。なお、各業務の詳細は、別添「平成２９年度　大阪府立大学 学舎整備事業（コンストラクションマネジメント・設計・工事監理業務委託、工事請負、および資金調達　一括事業）要求水準書」（以下「要求水準書」という）を参照のこと。ただし、同等以上の合理性、成果が得られる業務構成および体制などが可能な場合は、代替する提案を可とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務区分 | 業務概要 |
| 事業推進 | ＣＭ業務 | 総合調整・建築主代行・支援 | 資金計画・コスト管理・調整契約金額に基づく、事業推進・資金調達に関する各費用の適切な調整・管理 （「関連業務」含む）基本設計・実施設計・工事および逐次それらの途中各段階での予算に照らしたコストの管理、および、適時の判断のための課題整理・建築主への説明　　　　　　　など |
| スケジュール・工程管理・調整スケジュール作成、管理、各業務間および、本法人(建築主・施設管理者)との相互調整・説明　 (「関連業務に係る調査・調整・計画等含む」、校内他工事調整含む) |
| 設計・工事監理・工事業者対応・協議に関する建築主補助①本法人の各部門（施設管理者・教職員・利用者など）の条件・要望・相談事項等の把握・調整　（工事においては、とくに騒音・振動の発生、また、通行・使用の制限について、各工種および各工程ごとに充分注意し、前もって説明・周知できるよう調整）②各業務担当の相互の連絡・調整および指示伝達③設計内容・工事計画など各業務内容の説明・周知・報告④法令確認、協議・手続き事務など |
| 価格確認　（設計担当者以外の建築士による）専門の立場から、「設計・積算（設計変更含む）」における「仕様・品質」に照らした「数量」「単価」、および「工事（調達等含む）」における工事費の決定・判断が、「積算」の基準および「本法人と事業者の間の価格協議・調整」のルールに照らして、妥当であることの確認および、根拠説明、資料作成を行なう。注）工事監理業務に含まれる「請負代金内訳書の適否検討」と合わせて、上記基準およびルールに照らした確認を行なう。 |
| 成果品、物件の整理・引渡し事務、各種申請等図書の作成・提出など（「関連業務」含む）①成果品・提出物の確認、および、是正事項の指摘、是正確認、竣工図書の確認②瑕疵に対する調整③本法人への引渡し時の取扱説明④本法人の資産登録に係る資料作成 （工事内訳書の財産種別、耐用年数別の仕分け等）⑤長期修繕計画作成（建築・電気・衛生・空調の各部位・機器別の点検・修繕・更新計画））など |
| 業者選定支援 | 「設計」「工事監理」「工事」業者の選定を支援する。(1)選定方法の提案(2)本法人の選定基準に基づく、選定事務の実施①所要図書作成、応募者周知・連絡、受付、現場説明②応札・提案図書の評価分析、確認、質疑・ヒアリング③価格交渉、代替提案協議など　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など |
| 事業実施指導 | CM業務を行う者が、設計業者・工事監理業者・工事業者に対し、第三者の立場から、各設計・工事監理・工事の業務について、必要な審査・指導・管理を行なう。(1)設計者の指導① 設計スケジュールの管理② 企画案・基本設計における内容の審査および協議調整（教員等関係者調整含む）③ 基本設計の改善提案④ 基本設計に基づく概算工事費の算出⑤ 実施設計における内容の審査及び協議調整（教員等関係者調整含む）(意匠、構造、設備等各種法令適合の審査を含む。）⑥ 実施設計の改善提案⑦ 実施設計に基づく工事費の算出⑧ 目標コストの設定(2)工事監理者の指導① 工事スケジュールの管理及び調整② 現場定例会等での工事監理者の指導③ 現場協議変更工事費の査定及び確定のための支援④コスト管理業務⑤品質管理業務⑥リスク管理業務⑦安全管理業務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など |
| 事業実施 | 設計 | 国土交通省平成２１年告示第１５号「標準業務」（「その他標準業務」、実施設計時の積算・数量調書作成含む）（設計判断・設計要素についての得失・課題について、逐次整理して説明し、採否・判断に関する意思決定を建築主との間で明確にすること。） |
| 工事監理 | 国土交通省平成２１年告示第１５号「標準業務」 （「その他標準業務」含む）契約書の「監督職員」「発注者」代行 |
| 工事施工 | 工事請負業務 （「関連業務」含む） |
| 資金調達 | １０年間割賦 | 本法人の「資金調達を要する事業」に係る費用の１０年間にわたる割賦による支払いが可能となるよう資金調達を行なう。 ①当事業に係る本法人の割賦支払のため、大阪府から施設整備費補助金として、（４）に示す額を上限として必要な額が本法人に交付されるよう、大阪府平成２９年度当初予算において、債務負担行為（地方自治法第２１４条）として定められている。　（大阪府が債務保証や損失補償を行なうものではない。）②当事業に係る債権については、本法人の財産・資産を担保に供しない。③本法人は、当事業について、長期借入金及び債券発行をしない。また出資をしない。 |

注）ＣＭ業務の内、設計または工事監理業務と重複する業務がある場合は、ＣＭ業務の重複する業務を不要とする。

③各施設に係る業務の概要

各工事の概要については、別添の「要求水準書」に示すとおり。

なお、各キャンパスとも、教育・研究活動を行っており、また当事業以外の事業・工事を並行して行なっている中での工事となる。したがって、施工時期・範囲・工法など必要な相互調整、および周知・案内を適切に行い、学生・教職員・利用者・府民・市民・敷地内外等の利便や安全に支障が無いよう、合理的に事業を実施するものとする。

（４）契約予定金額

当事業は、次表の区分ア・イ・ウの各区分の合計金額を「契約予定金額」とし、業務の実施にあたっては、各区分ごとに費用を仕分けて業務を行い、各区分毎に精算を行うものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 工事名称 | 契約予定金額内訳 |  |
| **「資金調達」を要しない事業** （平成２９年度 単年度事業、一括支払） |
| 中百舌鳥 | ア | Ａ１棟撤去（総合調整・設計業者選定支援・事業実施指導） | ２,３１６千円 | 税含む |
| 羽曳野 | 火災報知設備更新（総合調整・工事業者選定支援・事業実施指導） | 税含む |
| 小計 | **２，３１６千円** |  |
| **「資金調達」を要する事業** （平成２９・３０年度事業、平成３１年度から１０年割賦支払） |
| 中百舌鳥 | イ | A3書庫棟改修 | １，０９５，３２５千円 | 各業務全費用、および、税、利子、手数料等含む |
| Ａ１４棟改修 |
| C3倉庫棟改修 |
| Ｃ１０外壁改修 |
| 受水槽更新 |
| 高専 | ウ | 通路上屋改修 | １８５，８４６千円 | 各業務全費用、および、税、利子、手数料等含む |
| ２階建て通路改修 |
| 図書館改修 |
| 食堂改修 |
| 小計 | **１，２８１，１７１千円** |  |
| 合計：契約予定金額 | **１，２８３，４８７千円** |  |

（５）事業スケジュール （予定）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 工事名称 | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 業務終了時期 |
| **「資金調達」を要しない事業** （平成２９年度 単年度事業、一括支払） |
| 中百舌鳥 | Ａ１棟撤去 | 設計業者選定・指導（設計は別途 (H29年度内)）（注:H29年９月末に、「次年度工事費予算要求用 概算」必要） | （工事施工は別途） | 平成30年３月 |
| 羽曳野 | 火災報知設備更新 | 工事業者選定・指導（設計・工事は別途（29年度内）） |  | 平成30年３月 |
| **「資金調達」を要する事業** （平成２９・３０年度事業、平成３１年度から１０年割賦支払） |
| 中百舌鳥 | A3書庫棟改修 |  |  | 平成31年３月 |
| Ａ１４棟改修 |  |  | 平成31年３月 |
| C3倉庫棟改修 | 基本設計 ・　実施設計 | ・ 工事監理　・　工事施工 | 平成31年３月 |
| Ｃ１０外壁改修 |  |  | 平成31年３月 |
| 受水槽更新 |  |  | 平成31年３月 |
| 高専 | 通路上屋改修 |  |  | 平成31年３月 |
| ２階建て通路改修 | 基本設計 ・　実施設計 | ・　工事監理　・　工事施工 | 平成31年３月 |
| 図書館改修 |  |  | 平成31年３月 |
| 食堂改修 |  |  | 平成31年３月 |

※全てにわたって、総合調整・建築主代行・支援を行なう。

※Ａ１棟撤去、火災報知設備更新は、当事業に「設計」「工事」を含まない。

**４．事業者選定のスケジュール**

　　　　① 募集要項の公表 ：平成２９年　３月２７日（月）

　　　　② 質疑受付 ：平成２９年　３月２７日（月）から４月１９日（水）午後５時まで

　　　　③ 質疑回答 ：随時回答 （質疑から概ね１週間後、ホームページ掲載（メールでの返信はいたしません））

　　　　④ 応募書類の提出日 ：平成２９年　５月　８日（月）（配達日指定）

　　　　⑤ １次審査（書類審査） ：平成２９年５月中旬

　　　　⑥ ２次審査（ヒアリング） ：平成２９年５月中旬

　　　　⑦ 選定結果発表 ：平成２９年５月下旬 （最優秀交渉権者　選定）

**５．応募の条件**

（１）次の①から⑤の条件を全て満たしていること。

①　応募の内容は、以下の通りとすること。

１)応募は、全ての業務を行う単独の法人、または、各業務を明確に分担して共同で業務を行う複数の法人を構成員とする者によるものとする。

ただし、いずれの場合も、「ＣＭ業務」を行う者が応募の代表者となること。

２)当事業は、長期借入金を行なわず、割賦による支払いを行なうものである。したがって、本法人が資金を借り受けて事業者に支払いを行なった上で割賦返済するものではないことが、明確な方法で資金調達を行なうこと。

3) 各業務が相互に適切に分担され、適切な流れ・手順で、当事業および本法人の条件や要求を理解し、事業を適確に実施できるものであること。

②　各業務を担当する構成員は、以下の資格等を有すること。

1)会社の規模

ｱ)中小企業基本法の中小企業を超える規模であること。

2)「ＣＭ業務」「設計業務」「工事監理業務」を担当する構成員

ア)大阪府「測量・建設コンサルタント等入札参加資格（建築設計・監理1級）」を有すること

イ)建築士法（昭和２５年５月２４日法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ)平成1９年度以降において、大学等の教育研究施設の建築等について、各担当する業務の実績を有し、当該業務で主担当者・管理技術者・主任監督員として担当した実績を有する者を、主担当者・管理技術者・主任監督員として配置すること。

3)「工事」を担当する構成員

ア)大阪府「建設工事等入札参加資格（建築一式工事）」を有すること

イ)建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）に基づく特定建設業の許可（建築一式工事）を受けていること。

4)「ＣＭ業務」「設計業務」「工事監理業務」の全てまたは一部とともに「工事」を担当する構成員

2)ア)、3)ア)の定めによらず、大阪府「測量・建設コンサルタント等入札参加資格（建築設計・監理1級）」または大阪府「建設工事等入札参加資格（建築一式工事）」のいずれかの資格を有すること。

かつ、2)イ)、2)ウ)、3)イ)を満たすこと。

③　各業務を担当する構成員は、募集要項の公表の日から最優先交渉権者の決定までの期間に以下のいずれにも該当しない者であること。

１) 　「大阪府入札参加停止要綱」または「公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱」に基づく入札参加の停止を受けている者、又は、各要項別表に掲げる措置要件に該当する者

２)　大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

④各業務を担当する構成員は、以下のいずれにも該当しない者であること。

１)成年被後見人

２)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

３)被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

４)民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

５)営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

６)破産者で復権を得ない者

７)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

８)会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又はなされている者、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又はなされている者。
ただし、手続開始の決定を受け、かつ、「大阪府測量・建設コンサルタント競争入札参加資格（建築設計・監理(一級)）」または「大阪府建設工事競争入札参加資格」の再認定がなされた者は除く。

**６．費用負担**

　応募に要する費用は、すべて当該応募者の負担とする。

**７．質疑**

質疑の受付及び回答は、「様式７」を用いて、下記の電子メールアドレスへのメールのみにて行う。（電話等でのお問い合わせは一切お受け致しません。）

宛　先　： kenchiku002＠ao.osakafu-u.ac.jp　（アルファベットは全て小文字）

（ｹｲ･ｲｰ･ｴﾇ･ｼｰ･ｴｲﾁ･ｱｲ･ｹｲ･ﾕｰ･ｾﾞﾛ･ｾﾞﾛ･ﾆ @　ｴｲ･ｵｰ･ﾋﾟﾘｵﾄﾞ･ｵｰ･ｴｽ･ｴｲ･ｹｲ･ｴｲ･ｴﾌ･ﾕｰ･ﾊｲﾌﾝ･ﾕｰ･ﾋﾟﾘｵﾄﾞ･ｴｲ･ｼｰ･ﾋﾟﾘｵﾄﾞ･ｼﾞｪｲ･ﾋﾟｰ）

質疑受付：募集要項の公表日から平成２９年　４月１９日（水）１７時まで

（メール件名は、識別のため「■平成２９年度 大阪府立大学 学舎整備 質疑「社名」」としてください。（社名は必ず正式名称を記載下さい。））

質疑回答：概ね、質疑受付の１週間後に、本学ホームページに掲載します。 （**メールでの返信はしません。**）

　　<http://www.osakafu-u.ac.jp/public_notice_category/const/> （←「**公告中**」を選んで下さい。）

（「4.応募の条件(1)①から⑤の条件を満たした方の質疑のみ、回答いたします。）

その他連絡：質疑に対する回答のほか、応募内容等の修正や追加連絡事項など、必要な連絡事項がある場合は、随時、本学ホームページに掲載しますので、１次審査結果の連絡を受け取るまで、随時、確認をお願いします。

**８．提出書類**

　（１）様式

様式１　　　　応募申請書

様式２　　　　会社概要　（共同提案の場合は各構成員ごと）

※商業登記簿謄本の写し（発行日から３ヶ月以内）を添付すること。

※所要の許可証、登録証の写しを添付すること。

様式３　　　　各業務の主担当者・管理技術者・主任監督員の実績

様式４　　　　業務分担表、業務分担・体制図

様式５－１　　事業スキーム１ （全体概要、各業務の相互関係、特徴、流れ、効果など）

様式５－２　　事業スキーム２（価格確認の方法、「積算の基準」および「価格協議・調整ルール」）

様式５－３　　事業スキーム３　（資金調達の仕組み）

「資金調達」を要しない事業 （平成２９年度 単年度事業、一括支払）

様式６－１　　経費１ （単年度・工事費無し施設（割賦対象外）の費用）

平成29年4月10日修正

「資金調達」を要する事業 （平成２９・３０年度事業、平成３１年度から１０年割賦支払）

様式６－２　　経費２　CM業務の費用

経費３　設計業務・工事監理業務の費用

様式６－３　　経費４　資金調達のための費用

様式６－４　　経費５　工事費の上限額

（２）記入上の注意

　　　① 指定の様式に記載し、不足の場合は、欄を拡大、また、頁を追加すること。

　　　② 様式５－１～ 様式６－４は、応募会社名及び応募会社を特定できるような記載をしないこと。

　　　③ 応募書類には、できるだけ「カラー」表記を使用せず、白黒で表現すること。

　　　④ 応募書類は、A4版、「片面印刷」とすること。

（３）応募書類の提出日

　　　　平成２９年５月８日（月）

　　　　提出は郵送のみにて受け付け、平成２９年５月８日（月）**配達日指定**とする。

（４）郵送先

〒５９９－８５３１　堺市中区学園町１番１号

　　公立大学法人　大阪府立大学　総務部　総務･施設課　施設室

　　　　　提出部数　１部（データＣＤ（WORDおよびPDFの**両方**）を添付すること）

**９．審査の方法**

（１）１次審査

応募書類について、「別紙」の審査項目により審査の上、上位数者を「２次審査対象者」として選定し、その結果を各応募者に通知する。選定された者には、２次審査の日程、内容等を併せて連絡する。

（２）２次審査

応募書類の内容等についてヒアリングを行い、１者を最優先交渉権者として選定する。

選定結果については、２次審査対象者の各者に通知し、最優先交渉権者はホームページで公表する。

なお、応募者が１者のみの場合においても、応募者の審査、ヒアリングを実施したうえで、妥当であると判断された場合は、最優先交渉権者として決定する。

（３）審査の考え方

「応募の条件」を満たした者のうちから、本法人の支援や総合調整を行なうに充分な体制とスキームを整え、設計・工事の最適化を図るとともに、工事費の合理的活用のための積算、協議・調整および確認の方法を適切に提示し、工事費を充分に安定的に確保する者を選出する。

**１０．契約の締結等**

最優先交渉権者との契約の協議が整った場合は、当該者と契約を締結するなど、必要な手続きを行う。

**1１．その他**

　（１）提出された応募書類は、返却しない。また、本目的以外には使用しない。

　（２）応募申請書の内容に、虚偽記載があった場合は、失格とする。

注意）質疑に対する回答、また応募内容等の修正や追加連絡事項がある場合は、随時、本学ホームページに掲載しますので、確認お願いします。

<http://www.osakafu-u.ac.jp/public_notice_category/const/> （←「**公告中**」を選んで下さい。）

別紙

**審　　査　 項　　目**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　項 | 要　　素 |
| １ | 会社概要（様式２） | ・会社の規模等（中小企業基本法の中小企業を超える規模であること）・「募集要項」５(1)②2)～4)に求める資格を有すること。（５(1)②2)ウ)を除く） |
| ２ | 各業務の担当者の実績（様式３） | ・「募集要項」５(1)②2)ウ）または4)に従い、「ＣＭ業務」、「設計」、「工事監理」を行なう主担当者、管理技術者、主任監督員の実績が、大学等の教育研究施設の建築改修等に関するものであり、業務の金額が今回事業と同等以上程度の経験であること。 |
| ３ | 業務分担表、業務分担・体制図（様式４） | ・各業務分担ごとに、経験・資格のある担当者を配置し、事業の推進に対する充分なサポートが行なえる体制であること。・複数のキャンパスの施設管理者等の相談・要望などに対する充分な対応を行なえる体制であること。・全体を指揮・統括する責任者が配置され、本法人・施設室との連絡調整・意思疎通が円滑に行なえる体制。 |
| ４ | 事業スキーム１（全体概要、各業務の相互関係、特徴、流れ、効果など）　　　　　（様式５－１） | ・各業務が相互に適切に分担され、適切な流れ・手順で、当事業および本法人の条件や要求を理解し、事業を適確に実施できるものであること。＜CM業務・設計・工事監理・工事を一括して行なう事業＞・本法人の条件・要求を適確に把握・整理し、「設計」「工事」の内容の最適化、コスト・工程管理および、「CM業務」におけるそれらについての調整・チェック等が合理的に行なわれるスキームであること。・とくに、基本設計、実施設計および完了に至るまでの各検討段階で、逐次、予算に照らしたコストの管理が適確に行なわれるよう、方法・スケジュール等が具体的に示されていること。（「積算および価格協議・調整ルール」とも整合すること。）＜CM業務のみを行なう事業＞・建築主支援・業者選定支援・事業実施指導が合理的に行われるスキームであること。・とくに、事業実施指導において、逐次、予算に照らしたコストの管理が適確に行なわれるよう、方法・スケジュール等が具体的に示されていること。（「積算および価格協議・調整ルール」とも整合すること。） |
| ５ | 事業スキーム２（価格確認の方法、「積算の基準」および「価格協議・調整ルール」）（様式５－２） | ＜価格確認の方法＞・「積算の基準」および「価格協議・調整ルール」に基づく、設計に照らした積算および工事費の妥当性の確認の方法・スケジュール等が、合理的・効果的であること。＜積算および価格協議・調整ルール＞・単価・数量が準拠する基準や見積比較方法、経費率の考え方など「積算の基準」、および、それらに対する値引率・調整方法など「価格協議・調整のルール」等が具体的かつ適切であること。 |
| ６ | 事業スキーム３（資金調達の仕組み）　　　　　　　（様式５－３） | ・応募要項「1.」「２.(1)」「３.(3)②資金調達」の条件を満たしていること。・安全性・安定性および合理性を備えた資金調達であること。・固定金利とすること。 |
| ７ | 各費用の見積もり（様式６－１）～（様式６－４） | ・合理的な見積りであること。＜経費１＞　（様式６－１）・経費の構成イメージを理解の上、経費２以降を見積もること。＜経費２～３＞ （様式６－２）・CM、設計、監理にかかる費用が安定し、工事費の計画的な充当が可能な計算・考え方であること。＜経費４＞ （様式６－３）・利子、手数料が明快な方法で算定され、かつ、最大限の工事費の計画的な予算充当が可能な計算・考え方であること。＜経費５＞ （様式６－４）・工事費が充分に確保されていること。 |